

輸血前後の感染症検査実施手順書

平成28年3月

広島県合同輸血療法委員会

目 次

1 輸血前後の感染症検査実施手順	1
2 輸血前後感染症検査の対応フローチャート	2
3 輸血後感染症検査患者向け勧奨文書	3
4 【参考】輸血前後の感染症マーカー検査の在り方について	4
(厚生労働省「輸血療法の実施に関する指針」より)	

輸血前後の感染症検査実施手順

1. 輸血前の採血項目（輸血施行した医療機関）

- ① 同種血輸血を施行する前に、患者には文書にて、HBV、HCV、HIVのウイルス検査の必要性を説明し、検査を承諾した場合には、輸血前に以下の検査を行う。また輸血後にも原則、これらの感染症検査を行う点についても患者の同意を得ておく。

<輸血前>	項目
B型肝炎	HBs抗原、HBs抗体、IgG-HBc抗体
C型肝炎	HCV抗体、HCVコア抗原※
HIV感染症	HIV抗体

※HCVコア抗原は検査を行うことを原則とするが、検体保管を行っていれば、不要とする。

- ② 検査に承諾しなかった場合にも、輸血前の血清（血漿）の保管を承諾いただくよう努める。採取した検体は-20℃以下で凍結保存し、輸血施行医療機関にて原則1年以上保管する。
- ③ 輸血前又は退院・転院時に「輸血手帳」を患者に渡す。医療機関が記入する欄は医療者が記入する。

2. 輸血後の対応（輸血を受けた患者）

- ① 輸血3ヶ月後に診療している医療機関にて「輸血手帳」を提示して、輸血後の感染症検査を受けることを説明する。

3. 輸血後の採血項目（輸血後感染症検査施行機関）

- ① 患者から「輸血手帳」の提示を受けた場合、輸血3ヶ月後であることを確認し、以下の項目を検査する。その際、保険適用であるものの、自己負担が発生することを患者に再度説明する。また、輸血前の検査で感染症があることが分かっているものについては、該当項目は除いてよい。(ただし、専門家に相談すること。)

<輸血後>	項目
B型肝炎	HBV-DNA (PCR)
C型肝炎	HCVコア抗原
HIV感染症	HIV抗体※

※ 抗原・抗体同時測定(いわゆる第4世代)でもよい。

- ② 検査結果は、必ず患者へ告知する。もし、輸血による感染症が疑われる場合には、以下の手順に従う。
- 1) 「輸血手帳」に記載されている医療機関に、輸血前感染症検査の結果を問い合わせる。もし検査していない場合には、保管検体にて検査するよう依頼する。
 - 2) 広島県赤十字血液センターに、当該製剤について再検査を依頼する。
 - 3) 感染症法に基づく届け出を行う（5類感染症、全例報告、管轄の保健所へ7日以内）。
 - 4) 1) 2) の結果、輸血による感染が確定した場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ副作用感染症報告を行う。

*その他注意点

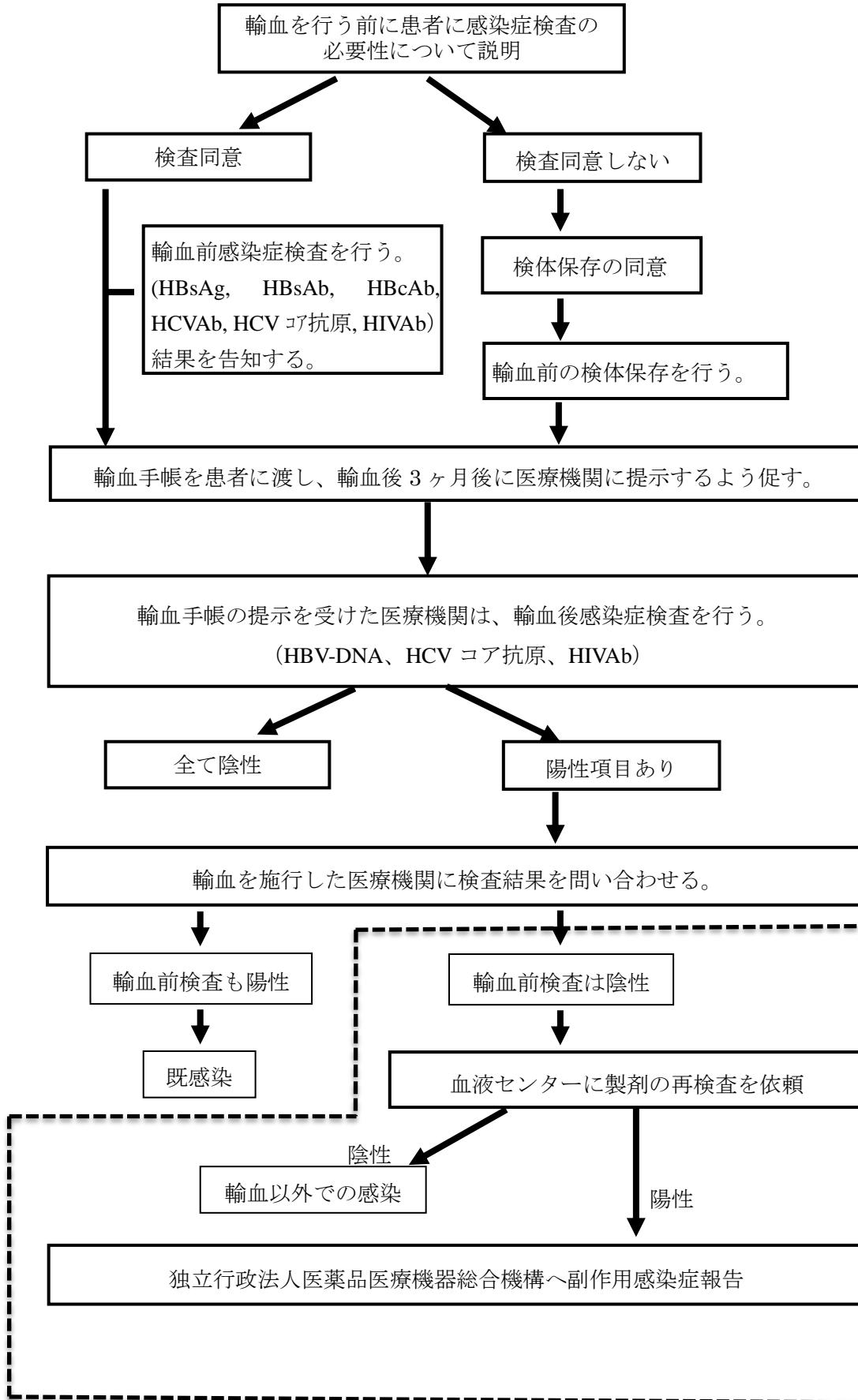
- 輸血前後の感染症検査を行う場合には “…感染症の疑い” と病名またはコメントをつけて、保険請求する。

輸血前後感染症検査の対応フローチャート

輸血を行う医療機関

輸血後の検査を行う医療機関

輸血を行った医療機関



平成 年 月 日

輸血後の感染症検査の御案内

◎◎病院

(輸血を受けられた患者様及びご家族の皆様へ)

○○ ○○ 様

輸血実施日 平成 年 月 日

輸血後検査日（輸血後3ヶ月） 平成 年 月 日以降

あなたは、当院の治療に際し輸血を受けられました。現在、輸血用血液は、日本赤十字社により供給されています。検査には、世界最高水準の感染症検査を導入していますが、その検査の精度にも限界があることから極めて稀に輸血によって肝炎ウィルス及びエイズウィルスに感染する報告があります。

つきましては、輸血後3ヶ月を目安に医療機関を受診され、次の感染症検査を受けられることをおすすめします。

- | | |
|------------|---------------|
| ・ B型肝炎ウィルス | 核酸増幅検査（N A T） |
| ・ C型肝炎ウィルス | H C Vコア抗原検査 |
| ・ エイズウィルス | H I V抗体 |

* 【検査費用について】

検査費用については、医療保険が適応されますが、一部負担金（3割負担の方で2,000円程度）が必要です。詳しくは、医療機関の窓口にお尋ねください。

(問合せ先)

◎◎病院 輸血部

TEL 00-0000-0000

